山口県文書館Ｗｅｂ古文書　第３週（解答編）

国目付の記録を貸して！

―近世大名家交流の一コマ―

P１

（毛利家文庫31 小々控17 （74の49））

松平陸奥守（仙台藩主伊達斉村）様ゟ御国目付
記録借用之儀申来、写被差越
候事、

一寛政八辰ノ八月十七日之書状を以、
江戸馬来宗左衛門（仲貞）〈御勤方也〉ゟ御国中川
嘉右衛門（以文）・柿並多一郎（正長）〈御用所御祐筆〉江申来候者、
松平陸奥守様衆ゟ去ル亥年（寛政三年）

【解説】
この記事は、萩藩内の様々な事柄を記した「諸事小々控」に収録されたものです。
内容は、寛政八年（一七九六）陸奥国仙台藩から萩藩に対し、国目付に関する記録を借用させてほしい、との依頼がありました。実は「去亥歳」＝寛政三年、萩藩に国目付が派遣され、その応対をしていました。このたび仙台藩にも国目付が派遣される見込みとなり、その対応について、同じ国持大名である萩藩の事例を尋ねる必要があったのです。

※国目付…国持大名（→次※）の当主が幼少の場合、幕府から派遣される監察官。江戸時代の始めは、当主が成人するまで毎年派遣されていたが次第に形骸化し、この頃には一度だけの派遣となっていた。
※国持大名…旧国を一国以上（またはそれと同等とみなされる）広大な領域を支配する大名。徳川家の旧姓である「松平」姓や、将軍から名前の文字の一字を与えられるなど、大名の中でも特別な待遇を受けていた。

Ｐ２

此御方江御国目付被差下候節之御扣（控）
致借用度段申之由ニ而、別紙之通
公儀人中ゟ申出候付、遠江殿（江戸留守居児玉親忠）申達候処、
右之趣各様迄申進候様被申儀ニ付
得御意候間、縫殿（当役堅田就正）殿江被仰上、御詮儀
之上、御答ニ被仰下候様ニ与存候由申来候、

松平陸奥守様衆より去ル
亥年
此御方御国目付被差下候節、
御旅中ゟ御滞留中・御帰府
之砌迄御国ニ而御引請始中
終取扱之一件、御一門衆・御家老
衆を始、其外ゟ御勤・御進物等
之儀、右之外ニも聊之御手当迄も
具ニ承知仕度段相頼候、尤於
爰元不相知候ハヽ、御国江申越、
何分為知呉候様申事御座

【解説】

仙台藩からの依頼を受けて、萩藩江戸屋敷から国元（萩）に対して指示が出ました。

ここではまず、仙台藩からの要望が記されています。仙台藩の要望は、国目付が派遣された際、①国目付が江戸を発してから戻るまでの間、藩における応対のすべて、②一門衆や家老をはじめとする家臣が行う国目付への応接や贈物、③このほかの情報、について、萩藩の対応を教えてほしい、というものでした。

P3

候間、右之趣御国江被仰越、不苦
候ハヽ、取調書抜相成候而、出来
次第爰元差越候様被仰越候様
ニと存候、尤先達而松平阿波守様（徳島藩主蜂須賀治昭）
江右書抜被差越候様存候、右之
書抜ニ而茂都合相分り候ハヽ、
夫を写取相成候而被差越候而も
可相済哉と存候、此段ハ於御国
猶又見計も可有之と存候、
但、本文問合之趣、内々ハ仙台様
御気分御太切ニて、大方昨今之
間ニ発し候御様子ニ御座候、夫ニ付、
御国ゟ御家老も参居候ヘハ、爰元
滞留中ニ何とそ右之取扱振
承候而心得罷帰度段申事之由
御留守居ゟ申聞候、於御国も凡
其心得を以可相成丈ヶ取急書
抜候而差越候様被仰越候ヘかしと存候、

【解説】

仙台藩は前頁①～③のことがわかる記録を拝借したいと言ってきました。萩藩江戸屋敷では、以前に徳島藩からも同様の要望があった際に作成した「書抜」があるので、それで事が足りるかどうかを判断の上、よいようなら、その写を作って江戸に送るように、と国元に指示しています。

萩藩江戸屋敷では、こうした問い合わせを行ったり、国元から家老が江戸に赴いたりしていることから、仙台藩のただならぬ状況を感知しています。

P４

一右ニ付、十一月十二日之返を以、御面書別紙
旁之趣委曲致承知、縫殿殿申達
候処、御間柄旁御扣写被差越可然与
被申事ニ付、先達而阿州様（蜂須賀治昭）江御内々
被差越候御扣（控）写させ候而、此度一冊差
送申候、尤右書面ハ最前御両敬之
筋を以調有之候御扣を其儘写之儀ニ付、
此度仙台様衆江被差越候而者不都合
ニ相見候へ共、写直シ等致候而ハ只管隙
取候付、其段ハ公儀人衆ゟ御内輪御扣之
儘写被差越候付、書面ニ不都合之儀
も有之趣演説候而被差越候様ニ与
縫殿殿被申付候、旁之趣遠江殿
被仰上御取計可被成候段申遣候事、

【解説】

萩藩の国元では、江戸屋敷からの指示を受けて、以前に徳島藩に渡した「御扣」（前出の「書抜」のこと）の写を送ることにしました。なお、他藩に渡すものである以上、支障がある部分は修正をすべきであるが、そのチェックをしていると時間がかかるので、あくまでも藩内向けの記録である旨を口頭で伝えてほしいとの一言も添えられました。

このように、同格の大名は記録の貸借（今回は写の提供）を行っていました。萩藩も例外ではなく、例えば毛利家文庫２柳営42に含まれる「(2)佐竹家エ国御目付一事」は、宝暦八～九年（一七五八～九）に出羽国秋田藩佐竹家へ国目付が派遣された際の記録です。

※両敬…江戸時代の大名がお互いに同等の敬意をもって交際すること。一方のみの場合は「片敬」という。